

シンガポール総会における本部意匠委員会の報告

日本部会意匠委員会委員長 正木 美穂子

1. はじめに

シンガポール総会における本部意匠委員会は、会期最終日に当たる2023年11月7日午前中に行われた。コロナ禍による2020年の中止と2021年のハイブリッド開催を経てから、2回目のリアル開催となる。前年の釜山理事会においては、参加を見合わせた会員も少なくなかったようだが、今回は顔なじみの各国委員と懐かしい再会を果たすことができた。あらためて、コロナ禍の影響が払拭され、平常どおりの委員会運営が取り戻されたことを実感した。

当日の参加国は15カ国、事前提出のレポートは16カ国から寄せられた。また、共同委員長は前年と同じく、日本からは齊藤純子委員、香港からはMs. Catherine ZHENG、韓国からはMr. Ben (beyond) YUUの3名が務めた。日本部会からの代表委員としては、副田圭介委員、水野祐啓委員、及び正木美穂子委員の3名が出席した。

会議の進行は、例年どおり、カンントリーレポートに関する各部会からの報告、スペシャルピックに関する各部会からの発表と議論、さらに米国と欧州からのゲストスピーカーによる講演という3部構成で行われた。

2. 本部意匠委員会の具体的内容

(1) カントリーレポート

まずは、全出席者の簡単な自己紹介を行った後、各部会から、カンントリーレポートに関する簡潔な報告が行われた。カンントリーレポートの内容は、出願統計情報や法改正情報、注目判決に関するものがメインとなる。発言の順序は、国名のアルファベット順、すなわちオーストラリアに始まり、ベトナムで終わるのが通例化している。

以下に、カンントリーレポートから得られた2023年11月時点での各国法改正情報を紹介する。

[日本]

新規性喪失の例外適用において、同一又は類似する意匠に関する複数の公知事実のうち、最初の公知事実のみ証明すれば足りることになった。

[韓国]

- ・関連意匠の出願期間が、本意匠の出願日から1年間→3年に延長された。
- ・新規性喪失の例外適用を主張できる時期的制限が撤廃された。

[マレーシア]

2022年に開催された公開審議会を経て、以下のような法改正が検討されている。(2024年中の改正を予定)

- ・意匠の定義を非物理的製品にまで拡げる改正
- ・ハーグ協定加盟に向けた改正
- ・実体審査と実体無審査のダブルトラック制度を導入

[パキスタン]

- ・旧意匠分類(全12分類)から新意匠分類(全32分類)に変更された。
- ・保護対象から除外されるものに関する規定に、建築作品等が追加された。

[ベトナム]

- ・願書様式が改訂された。
- ・国内出願の公告繰延に関する規定が新設された。
(2023年1月1日施行)
- ・ハーグ出願に関する手続規定が改正された。
- ・分割出願の際、親出願からの変更点に関する説明文の提出が必須化された。

(2) スペシャルトピック

今回のテーマは"Design and Article"(意匠と物品)であった。このテーマは、日本部会の委員の間で活発に議論を行った結果、最終的に選定されたものである。各部会に頒布された質問票の構成は、以下のとおりである。

- ① 意匠登録の対象に関する質問
(意匠の定義、登録要件として物品性が求められるか、具体的事例の登録可否)
- ② 願書記載事項に関する質問
(物品名、意匠分類、物品の説明などの要否)
- ③ 物品類否が権利行使に及ぼす影響に関する質問
- ④ 物品類否が争点・論点となった判決例の紹介
- ⑤ 事例検討(権利行使・新規性・創作非容易性各判断)
- ⑥ 物品類否と仮想現実空間の意匠に関する質問

以下、大項目ごとに、順を追って概要を説明する。

- ① まず、意匠登録の対象に関する質問においては、意匠の定義規定の有無等、基本情報を確認した後、抽象的モチーフとしての模様、不動産、内装意匠、各種画像デザイン、ロゴ、タイプフェイス、打ち上げ花火など、多種多様な限界事例を挙げて、それらが保護対象に該当するか否かが問われた。意見が大きく割れたものとして、以下を摘示する。

機能を有する画像／保護不可	カンボジア、インド、マレーシア、スリランカ、ベトナム
非機能的な装飾画像／保護不可	カンボジア、インド、日本、ベトナム
ロゴ／保護可能	ニュージーランド、パキスタン、フィリピン
タイプフェイス／保護可能	香港、韓国、ニュージーランド、パキスタン、フィリピン

- ② 願書記載事項については、意匠に係る物品の説明が記載が必須であると回答したカンボジ

ア、インドネシア、韓国、及びフィリピンのような国がある一方、日本を含む過半数の国からは、任意記載事項との回答が得られた。

- ③ 権利行使の際、物品の類否が意匠権の効力範囲に何らかの影響を及ぼすか否かについては、日本を含む11カ国からYesの回答があった。他方、カンボジア、香港、シンガポール、及びスリランカからはNo、パキスタンからは不明であるとの回答が得られた。
- ④ 物品類否が争点・論点となった判決例については、8つの部会から情報が寄せられた。日本部会からは、令和3(行ケ)10067インジェクターカートリッジに関する審決取消訴訟を紹介した。

- ⑤ 事例検討コーナーにおいては、例えば、乗用自動車と自動車おもちゃのような、形状を同じくする非類似物品の意匠があった場合に、権利行使や実体審査において、それら2つの意匠にどのような関係性が生じるかが議論された。質問票には、乗用自動車の他にも、カラビナとキーホルダー、傘立てと洋服掛けなど合計6つの事例が提示されていた。各部会の回答は千差万別であったが、同一部会内における回答には、概ね一貫性が維持されていた。

例えば、いわゆる非類似物品に係る先行意匠が、出願前に公知となっていたとしても、出願意匠の新規性を否定する引例には当たらないと回答した国としては、日本の他に、韓国、マレーシア、パキスタン、台湾、タイ、及びベトナムが確認できた。日本における物品類否の考え方は、APAAメンバー国の中では、決して特異なものではないことも確認できた。

- ⑥ 質問票の最後では、現実空間と仮想空間の間で、物品類否がどのように解釈されるか、すなわち、現実のハンドバッグに係る意匠権に基づき、仮想空間のハンドバッグに権利行使できる

か?という問いが投げかけられた。

これに対し、Yesと答えたのはインドネシア、ニュージーランド、パキスタン、フィリピンの4カ国、Noと答えたのは、日本を含む、オーストラリア、韓国、台湾の4カ国で、残りはUnclearとの回答に留まった。とはいえ、全ての部会において、リアルバーチャル間を跨ぐ裁判例は、未だ一件も存在しないことが確認された。

(3) ゲストスピーカーによる講演

スペシャルピックの報告と議論を終えた後、米国特許弁護士Mr. Miku Mehta及び欧州弁理士Mr. Darren Smythから、欧米における「意匠と物品」問題について講演が行われた。

米国においては、意匠の保護要件として、いわゆる物品性が求められる。これは、米国特許法第171条及び第289条に含まれる"article of manufacture"（製造物品）という文言が法的根拠となる。講演冒頭でその点を確認してから、2023年9月15日に出たばかりのコロンビアスポーツウェア対セイラスイノベティブCAFC判決や、P.S.プロダクツ対アクティビジョンブリザード地裁判決等、豊富な判決例が紹介された。

コロンビアスポーツウェア事件は、熱反射材の意匠に関する侵害分析において、考慮されるべき先行技術の範囲は、対象となる意匠特許のクレームと同一製品に限るべきであると判示された事件である。また、P.S.プロダクツ事件は、現実のスタンガンに係る意匠権を、3Dゲーム内で表示されるスタンガンに行使することはできないと判示された事件である。いずれも、米国における物品性事情を知る上で、非常にわかりやすい事例であった。また、米国では、今後の出願・訴訟において、物品名の特定方法がより重要になることが予感された。

一方、欧州においては、意匠と製品（無体物も含む「物品」より広い概念）は完全に独立しており、

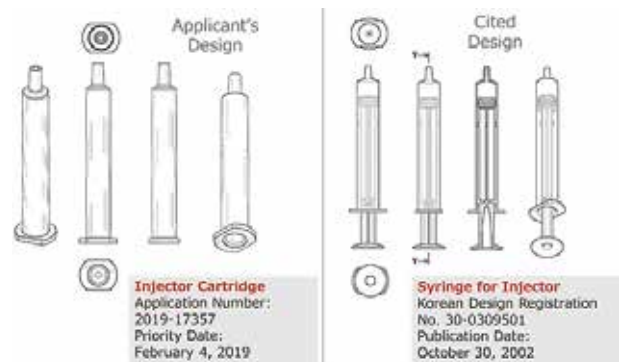
欧州理事会規則第36条(6)には、登録意匠の製品名やロカルノ分類は、意匠の保護範囲に影響を与えないことが明確に規定されている。したがって、欧州で意匠登録すれば、その効力範囲は同一・類似形状のあらゆる製品に及ぶ。逆に、欧州で登録意匠と同一の形状を非類似製品に転用すれば、侵害行為に該当する可能性が高い。

かかる実情を示す判決として、グリーンレインプロダクツ対PMSインターナショナル事件について解説があった。同一形状だが、製品の用途が異なる「洗濯用ボール」と「マッサージ用ボール」に関する事件である。これまでも様々な文献等で解説されてきた有名な事件だが、あらためて、その趣旨を確認することができた。

3. 外国部会との合同研修会

シンガポール総会に先立ち、2023年7月22日に韓国済州島で開催された、日韓合同研修会についても触れておきたい。同研修会は、従来から韓国部会と日本部会の意匠・商標委員会共催で行われ、2023年で7回目を迎えた。リアルとオンラインのハイブリッド形式で、総勢27名が参加した。

研修内容は、最新の改正情報、スペシャルピック、及び注目判決の紹介を3つの柱とし、丸一日かけて日韓4つの委員会が、合計12のプレゼンテーションを披露するものである。



日韓合同研修会における日本部会のスライド資料より

意匠のスペシャルピック"Design and Article"については、例えば、日本のポケモンのような人気

キャラクターが、あらゆる物品に適用され得ることを想定し、実務家としてクライアントにどのようなアドバイスができるか、といった仮想事例に基づき、意見交換と質疑応答が行われた。

本部委員会と比べて、より実務寄りの議論や情報共有が活発に交わされ、シンガポール総会に向けて有意義な前哨戦となった。



日韓合同研修会での記念撮影

4. むすび

弁理士として外国関連業務に携わる中、意匠に対する考え方は、その国の生活や文化、産業、政府方針等の影響を受けながら、国ごとに最適化されてき

たのだという印象を受けることが多い。今回、スペシャルピックとして取り上げられた意匠と物品の関係性は、国ごとの特色が表れやすい論点の一つだと思う。事実、今回、各部会から提出された質問票の回答を精査しても、A P A Aメンバー国の中において、意匠と物品の捉え方が完全に一致する国はないように見受けられた。

また、昨今は、現実空間と仮想空間を交錯し得る意匠が、頻繁に議論の俎上に上がっている。かかる社会情勢の影響により、意匠と物品の関係性が新たな展開を迎える可能性もある。

今回の本部委員会で取りまとめられた質問票は、このような各国事情と社会情勢の変化がクロスした、貴重な情報を豊富に含んでいる。既存の法令や文献からは得難い、生きた情報に触れることができたのではないかと考えている。

シンガポール総会を経て、「意匠と物品」というテーマは、変化し続ける各国制度事情や社会情勢を踏まえて、今後も継続的に議論していくべき注目度の高い論点だと実感した。

以上



本部委員会終了後の記念撮影